

平成 28 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 定 例 会 (第 2 号)

招集年月日	平成 28 年 3 月 3 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 28 年 3 月 4 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 28 年 3 月 4 日 午前 11 時 55 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長	西 嶋 二 郎	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	安 田 勝 司	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	栗 原 進	○	10	篠 根 正 一	○
	4	藤 原 修 治	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名員	3番	栗原進	4番	藤原修治
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	渡邊泰文	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	窪田英通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 三上利三			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第3号)

平成28年 3月 4日(金) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p>議案第 4号 美郷町行政不服審査会条例の制定について</p> <p>議案第 5号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第 6号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について</p> <p>議案第 7号 美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 9号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第 11号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 12号 美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p>

	<p>議案第 2 1 号 過疎地域自立促進計画の策定について</p> <p>議案第 2 2 号 工事請負契約の変更について（平成 2 7 年度町道志君線道路改良工事）</p> <p>議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（集会所 1 7 施設）</p> <p>議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（共栄集会所、野井集会所、石見集会所）</p> <p>議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（君の谷農村塾、君の谷農村公園、上野農村活性化塾）</p> <p>議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（青杉森林センター、千原コミュニティセンター）</p>
3	議案の委員会付託

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員、出席であります。これより、会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番・栗原議員、4番・藤原議員を指名いたします。

日程第2、議案の質疑を議題といたします。これより、議案第4号から議案第12号、議案第21号から議案第26号までの質疑に入ります。なお、議案第13号から議案第20号までの予算案につきましては、本日の午後と7日に開催する予算特別委員会で審議する予定でございます。

それでは初めに、議案第4号に対する質疑から入ります。

質疑は、ありませんか。

●西嶋議長

6番、山本議員。

●山本議員

これは、どうでもいいというか、ちょっと気になるんで、あれなんです、あのお、条例の方はですね、委員で互選で会長を置くということになつとるんですが、報酬が出るところは、委員長ということになつとりまして、ちょっと、どっちかになるじゃあないか、名前が違いやあせんかと思ひまして、表ですかねえ、報酬表のところを見ると、あれは委員長に1万、2万円か、ような格好になつとりますんで、どっちかに統一されるか、どっちかが間違いなら、整理されるがいいんじゃないかと思ひます。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

これは、どちらかに統一させていただかなければ、ならないというふうに思ひます。

審査会ですので、会の長は会長でありますけども、それぞれの委員につきましては、委員で、それを束ねる長は、委員長ということでございまして、使い分けをではありませんかのどちらかに統一させていただきたいと思ひますけども、条例改正が伴いますので、当分の間、このままでおかさせていただいて、機会を見まして修正をさせていただきたいと、統一させていただきたいというふうに思ひます。

●西嶋議長

他に、質疑はありませんか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●**渡邊総務課長**

再度、答弁させていただきます。これにつきましては、どちらかに統一するように修正をさせていただきたいと云うふうに思いますので、追加議案上程の時に、よろしくお願いたします。

●**西嶋議長**

修正。はい、よろしいですか。

(了承の声)

●**西嶋議長**

はい、それでは、議案第4号の質議を終わります。

続きまして、議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

●**西嶋議長**

10番、篠根議員。

●**篠根議員**

この条例の改正、改正後の方の19頁なんですが、「その賦課金を受けた日から30日以内に町長に対して、異議を申し立てることができる」を現行改正後は、「その賦課金を受けた日から、3月（さんつき）か、3月（さんがつ）か以内に、町長に対して審査請求を求める」とありますけど、3ヶ月（さんかげつ）ではないのでしょうか。

●**西嶋議長**

番外、副町長。

●**樋ヶ副町長**

これあのお、条例の作り方の、表現の問題だと思いますけれども、あの3ヶ月という表現は、普通、通常法令上には表現ありませんので、3月（さんつき）という表現をすることになっております。

●**西嶋議長**

10番。

●**篠根議員**

説明で、3ヶ月と言われたもので、どう言う事かなと思って聞きました。はい、失礼しました。

●**西嶋議長**

6番、山本議員。

●**山本議員**

まずあのお、条例の方で、第4条の、この中にあります短時間勤務職員というのは、どういうものなのでしょうか。専門職を採用するということで、こういうことはあり得るだろうと思ったんですが、この短時間、短時間勤務職員というのは1日に8時間労働はせずに1時間、2時間で終わるといったことなのか。例えばネットで向こうで、1時間ほど作業

して終わりということなのか。

そのことを1つと、もう1点は、その次のあとの「特定任期職員には次の給料を適用する」というのがありまして、1級から7級まであります。大変な金額の差があるんですが、この格付基準で、例えばどういうのをした時に。

(違う議案との声)

●山本議員

うそだろ、違ごうとった。次のだった。すいません。間違っていました。

●西嶋議長

おかしいのう思うて。

今、議案第5号について、質疑をやっとります。

5号については、ございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

●西嶋議長

6番、山本議員。

●山本議員

今、言ましたことでございまして、いうとおりでございまして、最後の表の格付もちょっとひとつ合わせてお願いしたいというふうには思います。なんか基準が設けられているのか。例えば、どういう職種の時には、こういうものをするとかいうのが、ちょっと分かればお願いしたいと思います。想定されたものがあれば。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

最初に4条第1項の短時間勤務職員ということでございますけど、具体的な例としては、ちょっと思い当たりませんが、とにかく時間的に、1日の勤務ではなくて、時間的に短時間で勤務を必要とする専門的な知識を持った職員ということを想定しております。

それから7条の方の特定任期付職員でございますけど、この7条の職員の給与格付につきましては、第2条第1項がこれに該当します。高度な専門的な知識経験または、すぐれた識見を有するものということでございまして、かなりこれは専門、高度な知識、例えば弁護士とか法律の専門家とか、ドクターとか、色んな高度な知識経験、知識を持った方ということを想定しております。それで、号級の格付につきましては、決まってはおりませんが、その時の運用で格付をさせていただくということになります。

●西嶋議長

4番、藤原議員。

●藤原議員

今、専門的知見を有する方という中で、弁護士であるとか医者とかいうことを言われましたけど、そういった職務内容を想定してのこれは条例な訳だと思うんですけど、それ以外のところで、なんかありますか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

この度の当初予算の中でも、予算化をさせて頂いているところでもありますけども、バイオガス発電の技術者というふうなことを想定をしたものでございます。

●藤原議員

1番、原議員。

●原議員

今の関連ですけども、バイオマスガス発電の技術者ということになればですね、町がその技術者を雇って発電をするということですか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

企業の方の側におきましては、プラントの建設及び発電事業ということでもありますけども、その燃料に当たりますチップの提供につきましては、町が集材施設を作り、町が粗方の乾燥施設を作って提供するということになるとういうふうに思いますので、そういう意味で、なかなかの乾燥技術が非常に難しいというふうに言われておりますし、森林技術の情報につきましては、残念ながら美郷町役場の職員では、中々十分ではないということがございますので、そういったようなことを想定しまして、このままでは中々事業推進というのが、そう容易ではないということで、そういう難題にこう直面したときには、そういった方の技術的な支援を受けないと、なかなか前には、進んでいけないというふうに判断してもございます。

●西嶋議長

1番。

●原議員

森林的な専門職員というような言い方をされたと思いますけれども、その山のことをよく知っている方が、まあ色々森林組合の職員さんであれば、当然であるし、まあ行政の中で言えば、森林担当、長い森林担当とするものはですね、ある程度のことも分かっているというふうに思いますけれども、その中でそういった知識がですね、高度な知識に当たるのか。専門的な知識にあたるのか。そういった他の職種も含めてですね、全くこれでは、

基準というものが見えないというふうに思いますね。

ということになれば、何をもって、その人は採用される時点で、この条例に当てはめてですね、そして、またこの7条当てはめて給与の格付をしてくのか。いうところをもっと明確にされるべきじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

当然そういう経験を有する人でありますので、従前、前年の給与とかというふうな参考にする事ができるデータもございますので、そういうものを参考にしながら、この号給表に当てはめていくというふうに考えております。

●西嶋議長

3番、栗原議員。

●栗原議員

7条4項のところをお聞きをします。任命権者が、特定任期付職員の内、特に顕著な業績を上げたと認める職員にはという、ここに項目がございますが、これ一応業績を上げる、まあ顕著ということで、これ職員を採用したいということになりますと、こりゃあ当然その業績を上げるというのは、当たり前のことではなからうかと思いますが、どのようなところを言っとなるのか、お聞きをしたいと思います。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

まだそういうふうな具体的な想定はしておりませんが、この任期付職員については、他の自治体のおいても前例がございます、様々なことが想定されるということで、他自治体における事例も参考にしながら、この条例は策定をさせていただいたものでございまして、現時点において、先ほどのご指摘の件につきましては、美郷町においては、まだ想定をしておりません。

●西嶋議長

1番。

●原議員

この特定任期付き職員でございますが、第7条のですね、ああ第8条ですか、適用除外等が書いてありますけれども、一般職員とは比較して、こういった手当等は出さないよということだろうというふうに思いますけれども、その中でですね、12条の通勤手当とかですね、18条の期末手当は、これはここに載っていないということになれば、ここの部分については、支給をされるということなんでしょうか。もし、そういったことになればですね、今現在おられる期間付きの雇用、いわゆる嘱託職員もそうですけれども、それがその方々との整合性というものがですね、いかがお考えなのかということをお聞かせ下さい。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

恐れ入ります。7条以降ですね、これを特定任期付職員の定めについて、定めたものでございます。特定任期付職員、高度な専門的知識ということでございまして、今、副町長の方の言葉にありました、答弁にありましたバイオマスガス化発電の関係、これは特定任期付職員には該当しないというふうに考えております。第2条の方の専門的な、第2条2項のですね、専門的な知識経験を要するという方に該当するというふうに思っています。

ですから第2条の方の、いわゆる高度な専門的特定任期付き職員ですと申しますけども、その方につきましては、給料も当然この表にあります一般的な給与よりも高いものを設定しておりまして、その分、諸手当については除外する。給与、一般職員の諸手当は設けないということでございまして、今想定しております任期付職員と申しますのは、第2条2項の方の方でございまして、この給与につきましては、これも規則で定める職員給与の中で運用して行くということになります。

●西嶋議長

1番いいですか。

●西嶋議長

1番。

●原議員

もう一度ですね、ちょっとその2条と2条2項、で、バイオマスに関しては、今言われるバイオマスの職員に関しては、2条2項の適用だというようなこととございまして、この差をですね、もう一度ちょっと詳しく教えていただけませんか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

高度な専門的な知識、第2条第1項の方は、まあかなり町が短期間に必要とする知識を有するもの。まああるかないかは別といたしまして、例えば訴訟が起こった時に、今の私が最初に例で出しました弁護士を必要とする。そうした知識を必要とする方を短期間に雇用した方が能率的、効率的という場合に、その第2条第1項の方の職員の雇用ということになります。

第2項の方は、今具体的なこととして、バイオマスガス発電、森林調査等に必要とする知識、あるいは経験を持たれた方という、ちょっと知識経験がかなり差のある、かなりと申しますか、差のある方、或いは資格を持たれた方という位置づけで差をつけております。

●西嶋議長

1番。

●原議員

この7条にある給料表、それと第2号の1項の職員に対する給与体系と2項に対する給与体系の差はいかがでしょうか。

●西嶋議長

お諮りします。

ここで、暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

暫時休憩といたします。

再開は、10時15分といたします。

(休憩 午前 9時55分)

(再開 午前 10時22分)

●西嶋議長

再開します。最初に、総務課長が1つ訂正したいということですので、これを許します。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

第8条の適用除外規定の中で、特定任期付職員の除外規定の中で、手当は出ないというふうに申し上げましたけども、期末手当それから通勤手当については、適用除外に入っていないということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

それから、第2条の第1項のいわゆる採用職員と、第2項の職員の違いというところでございますけども、これにつきましては、再三申し上げている部分と重なりますけども、第1項については、高度な専門的な知識を有しておるということで、給与表として、ここに第7条に給与表を掲げておりますけども、いわゆる給与表ではありますけども、いわゆる位置づけ的には、報酬的な位置づけではないというふうに考えております。

この額につきましては、国基準等を参考にして条例に定めておるものでございます。合わせまして、第2号の専門的な知識経験を有する職員につきましては、先ほど答弁させていただきましたけども、一般職の給与表の中で、適用。その前歴、あるいはその知識などを加味しながら、格付をしていくという扱いになりますので、答弁させていただきます。

●西嶋議長

1番。

●原議員

今、一般職の給料というようなことがありましたけれども、そこで前歴を勘案して、格付をしていくということになれば、一般職員が採用になった時と同じような条件をもと

にですね、格付をするということなんでしょうか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

言葉が十分、不足しておった部分があるかと思えますけども、そうではございません。一般職と同じく格付方法ではございません。あくまでも、その知識等を勘案しながら、運用の中で、町長の方で決定していくということでございます。

●西嶋議長

はい。5番、岩根議員。

●岩根議員

ちょっと私が理解しにくいのがですね、ほいじゃあこの条例は、どこを想定にして作られているんですか。何を前提に、この条例が必要なのか。そこをちょっと聞かせていただけますか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

先ほど休憩前のところで、副町長の答弁ありましたとおり、バイオマスガス発電のための森林に関する知識を持った方、調査のために必要だということで、その職員の雇用を前提にした条例化でございます。

●西嶋議長

5番。

●岩根議員

そいじゃこれは大体バイオマスに関する部分でやられていると、こういうことですけども、まあ答弁の中に医者のお話が出たり、色々ありますけども、これはあくまでも、バイオマスという考え方でとらえるならですね、ほいじゃあ、別表7ですね、この表、給与表ですか、これをですね、もう少し具体的にですね、どの職種が、これの1号から7号までは入るのか。そこの表をつけてですね、明確にされたらどうですか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

この7条につきましては、あくまでも、私先ほど例を出したのは、医師とか弁護士とかいう例を出したのは、分かりやすく、ご説明させていただくために、その職種の例を出ただけでございます、決してその職種に限ったそれを想定したものでございませぬ。

それから7条の第2項、3項にその給与表にどの規則に当てはめるかという部分について掲げておりますけども、規則で、これは定めさせていただくことになろうかというふ

うに思っております。

●西嶋議長

1番。

●原議員

あのまあ言われることは分かるんですけども、この条例とですね、言われることの整合といいますか、はいじゃあ第2条第2項で採用する職員がですね、先ほど課長が言われた一般職の給料表を使うということは、どこで見れる訳ですか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

これは、条例自体が、一般職の任期付採用職員の採用ということにしております。ですから、基本的に行一表の給料表を使うということが、この条例の前提でございます。ただし、特定任期付職員につきましては、別途給与表、7条で設けて、手当等の除外規定を設けておるといってございます。

●西嶋議長

1番。

●原議員

この条例自体がですね、特定の任期付職員の条例であるというふうに、私は思います。その中で、第7条でその職員に対する給料表をこれで適用しますよということが書いてある。諸手当もこれは除外しますよ、これ以外のものは、適用するというように私は、読む訳でございますけれども、もう1回聞きますけれども、はいじゃあ2条に掲げている職員、これは1項については、この表を使う。2号の職員については、さっき言われた一般職の給料表の行1表を使うのか、行2表を使われるのか、医療職使われるのか、分かりませんけれども、それを使うという規定はどこにあるんですかということと、その根拠はどこですかということをもう1回お聞きします。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

通常の職員につきましては、地方公務員法を基本として、1度採用するとですね、よほどの分限条項にでも適用しない限り、終身雇用ということになる訳でありますけども、特定の目的を持った、特定のプロジェクトの推進のためということと、これが任期付職員の採用に関する条例準則というのがですね、国が示したものがあって、それに基づいて、5年以内のプロジェクトの中で、特に高度な技術、経験を有するようなものが必要だった場合には、こういったものを当てはめてやりましょうというふうな準則がありまして、この度美郷町においては、バイオガス発電という事業を推進していくにあたって、中々一般の職員の中で、これをこなしていくのはなかなか困難だということと、何かいいことはな

いだろうかということで、色々調べておりましたら、任期付き職員の準則にあたりまして、この度は、これを上程さしていただいて、この運用の中で、出来ないだろうかということで、あくまでも事業の期間ということで、5年以内ということで定めがありますので、あとは、年齢についても、ひょっとしたら60歳を超えた人になるかもしれませんし、そういった細かいことについて縛りが出来るだけないようなもので、高度な経験、知識を有する人の採用が出来ないかということで、検討してこの条例に行き当たったわけでありまして、そこの辺をご理解をいただきたいと。それで、その中で、1号については、ある事件に遭遇して、弁護士さんをずっと、この裁判の期間中、採用したらいいというようなことで、それについては、裁判に対する報酬ですよ。そういう意味合いで、報酬的なものが、2条の第1項と、それ以外のものについては2項については、一定期間職員に準じた扱いで、過去の経験を参考にしながら、給与の位置づけをして、一定期間に美郷町の仕事をお手伝いいただくということでありまして。

3号については、今度は、別の場所に行って仕事をしてもらう場合とか、というような事を書いている訳でありまして、1号以外は、給料表適用ということになるというふうに思っています。2、3、4号については。

●西嶋議長

1番。

●原議員

ですから、総務課長さんの言われることも、副町長が言われるお考えというものは、趣旨は理解出来るんですけども、さっきから言っておりますように、この条例がですね、こういった7条で、給料表定めておる以上、第2条で採用した職員に対して、この給料があるというふうに私は見えるんですが、そこは違いますかね。その判断は。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

ちょっと、私どももですね、準則の解釈のところで、色々見ておる訳でありますけども、これはあくまでも第2条の1号に関して、適用というふうなことにしないとあまりにも給料表のこの中身がですね、単純でありますんで。あくまでも報酬を対象とするような位置づけじゃないかなというふうに私は理解をしております。

●西嶋議長

はい。1番。

●原議員

そういうふうに言われれば、こっちもそういうふうにとるわけがございますけども、あくまでもこれ条例ですんで、そこら辺は、やっぱりはっきりした根拠というものが無いといけんと思うんですよ。その辺はいかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

第6条をご覧くださいますと、そのことをはっきりさせることが明示してあるというふうに理解しております。

●西嶋議長

1番。

●原議員

第6条については、臨時雇用の関係のですね、労働基準法か、労働法かわかりませんが、そういった形で、例えば5年以上継続でずっと採用しとるとですね、一般職員と合わせて、勝手にクビが切れませんかとか、恐らくそういったような条項じゃないかと思うんです。

ですから、この給与とさっきの2条の採用職員との関係では、関係ないと思うんですよ。まあ関係ないことはないですけども。給料表とは関係ないです。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

えっと、すみません。基本的にこれは一般職の任期付きではありますけども、一般職を採用する条例でございますので、一般職の給与表を使うということでございます。

そして、6条で、先ほど副町長答弁にありました例外として特定任期付職員、これはこの給料表ではなくて、別に第7条で設けるということを謳っておるものでございます。

●西嶋議長

特定任期付職員の定義はどこにあるんですか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

議長さんの質問に答えるんですか。

●西嶋議長

いえいえ、いえいえ。

●渡邊総務課長

同じことを申し上げますけども、一般職の職員を、任期付きではありますけども、一般職の職員を募集すると、採用する条例でございます。ですから、一般職の職員ですので、職員の給与に関する条例の給与表を使うということが基本でございます。それに対して、第6条で、特定任期付職員は違いますよということ、別な表を使いますよということでございます。

●西嶋議長

1 番。

●原議員

大変、私も見逃しとったんですけども、6条の方にですね、第2条1項の職員については、特定任期付職員とカッコ書きが書いてありますけども、これは、ここへ書くものじゃあないでしょ。と思いますね。2条のところに書いておくというのは、どうですか。あくまでも、この6条というのは、任期の変更の条項ですから、ここで初めて出てくるんですよ。2条1項の職員とはいうのは、まず、そのことが1つとですね、それじゃ一般職員の給料表を使うということですが、先ほど全部の格付の適用に対してですね、前歴計算とか、そういうものは、適用しないというように言われたんですけども、今回のこの2条、するんですかいいね。するにしても、2条1項の職員がそれを使ってどういうふうな格付けになっていくのかということは、どこに書いてあるんですか。ほいじゃあ。2条2項の職員。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

格付ですか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

表題部で、ご理解をいただきたいんでありますけども、表題部にあくまでも、一般職の任期付職員採用に関する条例でございますんで、表題です。はい、表題のとおり。ですから、一般職で職員採用するんですが、永久じゃありませんよと。5年以内の任期で採用する職員についての条例で、そういうことでその中で、その職員についての定義が、その第2条の第1項から第4項まである訳でして、ですから、すべて職員の給与に関する条例というのが条例でございますけども、それが基本にある訳ですが、その適用除外という形の中で運用していくという条例がありますんで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●西嶋議長

はい。6番、山本議員。

●山本議員

それで必要だということも理解出来ますし、あれなんです、一般職ということになりますんで、そういうことになりますと定数条例との関係はどういう扱いになるんでしょうか。

これ一般職ということになりますと、定数条例の中で制限が定められております。定数条例をあれするんですか。これはカウントに入るんでしょうか。その辺りちょっとお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

この職員定数は定めることになっておりますけれども、現在の職員定数というのは、美郷町におきましてもですね、職員の適正化に関する目標を定めてやってるということで、定数そのものについてはですね、現在は、明らかなもの、定数についての定めは行っておりません。

したがって、その現在の実数というのは、美郷町の場合には、98名という定数。その1名の早期退職をございましたので、現時点におきまして、97名という職員で運用しておりますけれども、あくまでも期限付きでありますので、新たに27年で、適正化の目標については終了しておりますので、28年に新たな目標を掲げて、定数管理はやっていくというふうにしておりますので、その中で、この任期付職員についても定数内という形で、管理をしてまいろうというふうに思っております。

●西嶋議長

1番。

●原議員

ちょっと今の定数の問題のなんかご答弁に対しまして、なんかちょっと違和感があるんですけども、もう1回、ほいじゃあ整理して聞かせていただきます。2条1項の職員については、第7条のこの給料表を適用する。2条2項の職員については、一般職員の給料表を適用するということよろしいですか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

原議員、ご指摘のとおり、第2条第1項につきましては、第7条の給料表を適用しますが、第2条2項から4項までの職員につきましては、一般職の給与を適用するというところでございます。

ちょっと私、先ほどちょっとご答弁申し上げまして、定数管理は行っていないということをお知らせしたけれども、職員定数につきましては、現在111という職員の定数の定めがございます。111です。一般職じゃなくて、職員定数です。すべて合計をした職員定数は111となっておりますけれども、実際には職員の適正管理に関する目標を定めておりますので、それに基づいて98名という目標を掲げてやっております、現在97名という状況でございます。

●西嶋議長

1番よろしいですか。

●西嶋議長

1番。

●原議員

で、あるんなら、もう一度聞きますけれども、2条2項の職員の格付けはどのようにされる訳ですか。

●西嶋議長

はい。番外、副町長。

●樋ヶ副町長

職員は、経歴を勘案をして、格付けを行います。これはあくまでも、経験に基づく格付がありますので、あくまでも運用面で、基準を定めてその範囲内で、格付けを行っていくということでございます。

●西嶋議長

はい。1番。

●原議員

ということになればですね、先ほど副町長も言われますけれども、60を過ぎた方の採用もあり得るといふようなことを言われましたけれども、そうなるそうですね、それを一般職員の採用と同じように格付をしていくとですね、経歴換算をしていくと、おそらく、今おられる職員さんよりも、課長さんよりも、高い給料をお支払いする場合も出てくるんじゃないかというふうに思います。で、そこら辺の一般職の給料を使うということでございますけれども、私はこれ準則なんかちょっと見ていないんで、僕の私的な考えで大変申し訳ないんですけども、これは、高齢者の再雇用、退職者のですね、再雇用の関係の準則をもとにされてやられた方がですね、まだ現実味があるような気がするんですけども、このまま任期付き職員だといいいながらも、3年だ5年だという任期もあるわけですから、そこら辺も考えてですね、このままこの条例を適用していくと、何がなんか分からんけども、臨機応変に、はいじゃあ格付しとけーやみたいなの、大変失礼な言い方ですけども、いうふうにとられかねない場合も出てくるようなこともあるかと思えます。そういったことがあってはいけないというふうに思いますので、精査をされた方が、いいと思いますけれどもいかがでしょうか。

●西嶋議長

はい、番外、副町長。

●樋ヶ副町長

当然、ご指摘をいただいたことについては、再任用、60を過ぎた方につきましては、再任用という形もある訳でありますので、そこら辺については勘案をするというふうに考えております。再任用職員の場合には、一般職の場合には、退職時の70%程度というふうなことで、言われておりますので、そういったようなことは、当然勘案をして考えております。

●西嶋議長

1番。

●原議員

というふうになればですね、ますますこの条例の不備といいますか、はっきりしない部分が出てくるんですよね。やはり、そいじゃあ一般職員の給与格付のところに、その再任用のことが、私も勉強不足なんですけども、ありますか。

●西嶋議長

はい。番外、総務課長。

●渡邊総務課長

再任用職員につきましては、職員の給与に関する条例の中に、再任用職員の給与が謳われてございます。これ申し上げますと、現在、改正前の本議会でお諮りしております改正前の金額になりますけども、1番低いところで、29万3800円が再任用職員の給与になっております。ただ、この度の職につきましては、一般職の給与に関する条例を使います。それにその格付に辺りましては、一般職と同じ美郷町職員の初任給昇格昇給等の基準に関する規則に当てはめることになろうかというふうに思っております。

●西嶋議長

1番。

●原議員

初任給の格付、それから昇格の基準、これはどのような形になっていますか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

この中に、特殊の職に採用する場合の号級という定めがございます、特殊な技術、経験等有する職に採用する職員につきましては、町長の承認を得て、号級を決定するという定めになっておりますので、そういうふうになろうかというふうに思います。

●西嶋議長

よろしいですか。

(はいとの声)

●西嶋議長

ではここで、議案第6号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

これは、今回の改正にはちょっと関係ありませんが、公務災害の場合、私も前おった時に、通勤経路、通勤の方法、色々届出を出してしておりましたが、現在、そういう届けは議員の方からは、どうも出てないというふうに聞いておりますが、その点いかがでしょう

か。

●西嶋議長

お諮りします。

ちょっと執行部の方で、調査する必要があるそうですので、暫時また休憩に入ります。再開は、11時15分とします。

(休憩 午前 10時54分)

(再開 午後 11時 7分)

●西嶋議長

それでは再開します。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

先ほどのご質問でございますけども、通勤経路の届出をしていないが、公務災害補償の方の対象に議員さんの方通勤途中の事故等になるかどうかというご質問であったかというふうに思います。これは届け出は、必要ございませんが、通常の通勤といいますか、当庁の範囲、あるいは調査等の範囲の活動における事故等については、公務災害補償の対象となります。

●西嶋議長

はい、11番。

●藤原議員

要するに、ここに、例えば、議会に出席するという事で目的がそれであれば、例えばですよ、私が夜飲んで、大田で泊まって、こっち来て、途中で事故したという場合でもなるということ。ならない。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

そうした場合、色んなケースがあろうかと思えますけども、例えば公務で、泊まらざるを得なかったという場合、そしてその泊まり先から、こちらにおいでになる場合等は、対象なるかもしれませんが、その時のケースあるいは事情によって異なる判断をさせていただく、判断ということになろうかというふうに思っております。

●西嶋議長

11番。

●佐竹議員

要するに、柔軟に対応してもらえるということで。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

柔軟に規律正しく判断させて頂くことなろうかと思います。

●佐竹議員

分かりました。

●西嶋議長

他にありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

●西嶋議長

2番、福島議員。

●福島議員

過疎計画のページ、33ページ、11行目でございます。過疎に住む者として、非常に大切に思っているのが、給油所の維持でございます。ガソリンスタンドがなくなって、中々大変私たちも苦勞しておるところでございます。この11行目にはですね、給油所の維持に取り組みますとございます。何をどうされるのかなど。また、現在給油所は町内に何か所あって、これを最低何件ぐらい保っていかなければならないとお思いなのか。そしてまた

その最低何件ぐらいを持っておこうということのための方策は、何かお考えでしょうか、お伺いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

まず、現在の給油所の数でございますが、臨時的な開店といいますか、営業を含めまして4件というふうに思っております。で、現在のところ、この給油所の維持ということで、もご存知のようにもう既に、3店舗、たしか廃業おられるとっております。まあこの維持に当面は努めるということになると思いますし、現在、臨時的に開店しておられます1件につきましてもですね、これはどうも個人委託という形でやっておられるようでございますので、これについても、引き続き何かこちらの方で支援が出来ることがあればというふうには考えておりますけれども、大変申し訳ございません。維持をといいうところで、現在ところはまとめてさしていただいております。

●西嶋議長

他にございませんか。

●西嶋議長

6番、山本議員。

●山本議員

えっと1点ほどは、お願いでございます。ちょっと個人的には申し上げておいたんですが、新たに付け加えた箇所について、アンダーラインなりなんなり引いていただくと、非常に我々としては、これまでの計画からこういう新しい考えが、新しい取り組みを計画されたんだということがよく分かりますので、もし可能ならば、アンダーラインを引いたものを資料としていただきたいというふうに思います。もう1点はですね、19ページにあります外国人観光客というのは、これは前からあったんでしょうか。特に強調されたんで、新たな取り組みだろうというふうに私は感じ取ったんですが、具体的に外国人の観光客を取り組む方策について、観光協会等で計画をしていくと、また、こういうおもしろい取り組みがあるんだよとかいうものがあるのかないのか。その辺りを1点お伺いしたいと思っております。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

ご質問の外国人観光客に関する取り組みでございますけれども、最近報道でもありますように、外国からの観光客が国内増えております。そういった中で、島根県におきましてもインバウンドというところで、外国人の観光客の増加という計画が諮られておりますし、それからパンフレットにつきましても、英語版でありますとか、韓国版、そういったものを外国人向けの日本の今までのパンフレットを単に訳すだけではなくて、外国人

向けのちょっとうけのするようなものに作ったりという取り組みをされております。

そういった中で、美郷町におきましても、そういったインバウンド、まあ外国人の名の知れた観光地というのはない訳でございますが、色々町歩きでありますとか、そういったところで、そういったことに興味を持たれている外国人の観光客もおられるというところで、そういったパンフレットを外国人向けにするとか、そういった取り組みを考えております。

●西嶋議長

アンダーラインの件は。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

先ほどの山本議員のご質問。外国人観光客のインバウンドを見せた取り組みというのは、新たに付け加え、追記したものでございます。それと、アンダーラインについては、申し訳ございません。全協の段階ではそれをする予定でございましたが、申し訳ございません。実は、私が持っている資料は、そこが赤字になっておりましてですね、それをお送りせずに、原稿そのままお送りしたもので、大変申し訳ございませんでした。以後、本会議の議案としての提出は、無理かもしれませんが、全協等の資料には、そういった形で、出来れば新旧対照表みたいな感じで、分かるような形でお示ししたいというふうに思います。

●西嶋議長

5番、岩根議員。

●岩根議員

48ページですね、地域包括ケアシステムの構築ということでもありますけれども、これは現在ですね、取り組みが進んでいるのか。これも新たにやられるのか。それで特に地域ケア会議というのを開催して、云々というのが出てますけれども、ここら辺のいきさつちょっと教えていただければと思います。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●木川健康福祉課長

岩根議員の地域包括ケアシステムのご質問についてご説明いたします。地域包括ケアシステムにつきましては、今年度、それから来年度、主に来年度になりますが、ここに書いてありますように、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるように、医療介護、住まい、日常生活支援、介護予防が一体的に提供されるシステムの構築を目指していく予定にしております。で、地域ケア会議につきましては、今年度、3月の末に開催を予定しております。以上です。

●西嶋議長

他に質疑はございませんか。

●西嶋議長

はい。10番、箕根議員。

●箕根議員

20ページでございます。にぎわいのある商店街づくりということで、町長の所信表明にもあったように、プレミアム商品券、商品券の発行をされると、喚起を図って参るということで、プレミアム商品券を発行されることとなっておりますが、昨年アンケート等々とられましたけど、今年度の発行状況というか、どういう方法で、されるのかということをお伺いします。でございます。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

プレミアム商品券の発行は、28年度過疎計画の中では、29年度、30年度まで継続をしております。26年度に最初やっておりますので、5年間というスパンで考えました。

で、諸報告の資料にも付けておりますけども、アンケート調査の今、集計が出来たというところで、添付させて頂いております。あの中でのご意見は、数は、意見に対して1個というところで、どれが多いとか少ないとかいうところは出来てないわけですけども、その中で、次回の商品券発行に改善していく点があるのではないかなと。

まあ出来ることと、出来ないこととありますんで、そこら辺を商工会等とも相談しながらですね昨年は2回に分けてやったということで、そのこともアンケートのことに書いてありましたので、そんなことをももう少し工夫をしていく方法を考えたいと思っております。

●西嶋議長

10番。

●箕根議員

色々と商工会等々検討されて、町民の皆様が使いやすいというか、利用者しやすい商品券の発行をしていただきたいと思います。以上です。

●西嶋議長

3番、栗原委員。

●栗原議員

25ページ、これ道路網整備の方で、ちょっとお伺いをします。30分都市連携軸の充実というが、ここがございますが、これ大田市、三次市と中心部から30分で結ぶということがございます。これ、かなり三次側、三次市側ですか、これ道路整備が進んでおりますといいますか、おろうかと思いますが、この三次側のいちおう2車線、まあ全線2車線ということ、前からかなりこちらの方にも連絡をいただいておりますけど、大体これはいつ頃に大体完成するものか、分かるとる範囲で結構です。

それとこれの中にあります、観光レクリエーションなどにおける交流人口の拡大とい

うことがこの中にございます。それはどのようなことをちょっと想定をされておるのか。そのこともお聞きをしたいように思います。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

国道375号なんですけれども、これは最近と言いますか、2年くらい前ですが、同盟会等で三次さんともお付き合いがございますので、その中で、直接、向こうの建設課、建設担当の部署の職員とですね、たまたまちょっと色々な話をする会があったので、話をする中で、何とか美郷町としては、町内の道路改良は粛々と進捗をしていきようるので、ぜひとも三次市さんの方も、何とか並行してやっていただかないと、つながって初めて効果があるというふうに話をした中でですね、三次市さんは、今の現道を正規の道路法に基づいた正規の道路にすると非常に金額が掛かるので、さしむき現道を利用した、まずは2車線化をしたいというふうに話をされました。で、行く行くは、ご存知かとは思いますが、急峻な美郷町とよく似てですね、川とそれから山に間を縫って行くような道路ですので、非常に長大な法面が、おそらく出てくる可能性もあるので、将来的にはそういった部分は、バイパスで、トンネルで抜きたいんだと。ただ、それは非常な事業量になるので、それを目指しとったんでは、2車線の改良というのが、遠い話になってしまう。ですから、現道の2車線で、その変わり、カーブは急な道になるであろうという話をされました。

で、これが、ほいじゃあいつなるかということなんです、今、粛々とですね、2車線の工事がやっております。で、今そこに、大きな取水施設、堰があるんですが恐らくあそこがですね、最後の難所じゃないかなと思っております。山が迫ってきておって、山を切るしかないというところ。その辺の候補が、まだはっきり私の方も聞いてませんので、何年というのはですね、中々今の段階では申し上げにくいかなというふうに思います。

それから、もう1つ人口、こういったレクリエーションなどによる交流人口の拡大なんですけれども、建設課、道路を造る側とすれば、まずは施政方針にも、ちょっとお話ししていただきましたように、高速道路がああやって色々出来上がった中で、山陰と山陽を結ぶ道と、国交省の浜田の工務所長もおっしゃいますように、冬は雪が少なく非常に改良が進んできたあかつきには、非常に利便性の高い道路であるというふうに話をされました。

なので、一刻も早く2車線を改良して、実は三次市の交差点には、大型車通行止め、未だにそうなんです、何とかそれを早急に撤去できるような形に、県両方、島根県、広島県に協力してもらって、何とかそれが解消出来るようにしていただくっていうのをですね、まずは第1にやっています。そうすることによって、高速道路を利用した方が自然と流れとして、石見銀山なり日本海側に観光の交流人口が流れて来やすくなるようにということで、道路づくりとしてはそれを念頭に今考えております。あと、それに付随して、まちづくりのですね、観光の交流人口の方にも、自然とつながっていけばというふうには思っております。以上です。

●西嶋議長

はい。5番、岩根議員。

●岩根議員

18ページですね、集落営農組織とサポート経営体の担い手育成という中にですね、集落営農に変わるサポート経営体を設立し、ということが書いてありますけれども、これはどういうことを構想されているんですか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

集落営農プラスサポート経営体というふうに思っておりますけども、集落営農組織ができる地域はだいたい今年度で15組織できました。で、来年度も2組織ぐらいのところ
が要望が出ておりますけども、段々と集落営農も組織できないところが出てくるんじゃないかなというような危惧を思っております。

それで、2年ほど前から邑智郡の町村とそれから農協、それから県央事務所辺りでそういう担い手の不在地域をどういうふうにカバーしていこうかというところを考えておりました。

その1つの言葉としては、サポート経営体というふうに書いておりますけども、担い手不在者地域の農地を守っていく団体作っていきたいというふうな思いで、サポート経営体ということを計画を掲げております。これからも議論をしていかななくてはならないと思っておりますけども、どのような役割を担うのか、あるいはどのような形態をとるのかというところは、これからの議論になろうかなと思っております。

●西嶋議長

5番よろしいですか。

(はいとの声)

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

40ページの中で、その⑦ですか、生活困窮者ということで27年に、法が成立したということで、町としても色んなそういう保護相談というのは、増加しているということ
でございますので、今どの程度その相談、生活保護とかそういうふうな相談に来て、これからどういうふうに進めていくのかっていうのをちょっとお聞きしたいと思
いますけど。現状とこれから。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●木川健康福祉課長

生活困窮者の相談件数の質問でございますが、大変申し上げありません。今、現在数字

をちょっと手元に持っておりませんが、この生活困窮者相談事業につきましては、社会福祉協議会の委託をしております。

で、そちらの方に相談に来られた方の数字、ちょっと今把握しておりませんが、そちらから町の福祉事務所の方の生活保護の相談に来られた方につきましては、今年度ちょっとはっきりとした数字は申し上げられませんが、3から5件程度あったかと思います。それから今後の見込みといいますか、状況でございますが、実は、福祉事務所が美郷町にできたのが平成21年。この時、世帯数としては50世帯ぐらいありました。それから今現在、それが30世帯まで減少しております。ですので、その生活保護世帯につきましてはそんなにも増えてこないのかなという気はしておりますが、その前の段階のその生活困窮者の相談、これは相当数あろうというふうに把握してますので、その生活保護に至る前の部分での支援をこれから重点的といいますか、力を入れて行くべきかなというふうに、私自身は思っております。以上です。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

そうすると、役場の方と社会福祉協議会の方と色々相談しながらやっているとは思いますが、仕事をある程度作ってあげなきゃいけないと思うんですけど、どういうふうな仕事を、例えば提案とかそういうのをしてるかちょっと分からんですかね。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●木川健康福祉課長

仕事を作るということになりますと、雇用の関係になろうかと思いますが、その雇用の相談については、今現在ありますその求人情報等をお示しをするという状況で、仕事をつくるということになりますと、産業関係、あと先ほどから話がでておりますバイオマス関係、担当の課長の方が詳しいかと思います。以上です。

●西嶋議長

1番、原議員。

●原議員

ちょっと今、質問がダブってしまったんですが、生活困窮者に対しましては、やっぱり、今黒川議員が言われるように、職が1番だと思います。生活するためですね、収入がないと、やっぱりそこから脱却出来ないというような問題がありますので、ですが、そういった意味で、今までの中でですね、そういった働きかけで、何名ぐらいの方ですね、職の例えば機能訓練、職の訓練に通われたとかですね、そういったものはあるんでしょうか。実態として。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●木川健康福祉課長

原議員のご質問でございますが、例えば、今年度ではないんですが、数年前に、生活困窮者といえますか、保護受給者なんですが、車の免許を取りたいと。車の免許があれば、その職につけるというようなケースがございます、この方につきましては、保護費の方で車の免許を取らせて、ある一定期間ですけれどもその職に就けたというような事例がございます。中々その他の事例につきましては、今現在はないというのが実態でございます。以上です。

●西嶋議長

1番。

●原議員

生活困窮からの脱却ということは、その辺が一番大事になってきますので、社協の方に委託されておりますけれども、その辺はやっぱり担当課として社協の方にもですね、しっかりそういった働きかけもしてもらいたいと思いますし、そういったことで長期計画もですね、これが有意義なものになってくるというふうに思います。それと、もうひとつ、最後に答弁は結構ですけれども、やはり私の一般質問の時にも言いましたように、他の相談に関わる部署というものはたくさんあります。そういったところとですね、社協のこの生活困窮者対策の担当との連携というものもですね、図るようにまたご指導もいただきたいというふうに思います。

●西嶋議長

8番、安田議員。

●安田議員

ページ31ページですね。道路網の関係になると思うんですけども、川本波多線の竹地区の集落移転については、これは造成ですか、町の方でやられるということで進んではいますけれども、ああやって補償がまだ成立していないのかどうか分かりませんが、どういいますか、まだ何であっこの解かれのんかなというところもありますけれども、そこらの、これ県の方の補償なんかになると思うんですけども、この説明の時にも合わせて市井原から多田ですか、川本の向けてのまあ調査費、トンネルのですね、調査費等という話もありましたけれども、中々全体像と言いますか、が見えて来ない部分があるんで、そこら、もし分かればですね、ちょっとご説明をしていただきたいなというふうに思います。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

川本波多線であります。議員さんもお存知だと思いますが、今、橋台を作っております。

あれは、27年事業、一部繰越も入ったりなんかしておりますけれども、27年度で一応橋台は出来上がる予定です。で、28年度に上部工をやる予定です。で、合わせて、28年度に仮設道を付けて、JR側、今土う盛っておりますけれども、仮設道を付けながら、仮

設道迂回させる間に現道を約、高いところで7メートルぐらい嵩上げするようになりますんで、嵩上げをしていきたいと。

それと、竹谷の手前のあの山ですね、ちょっと法線が、ご存知のように橋台も山手に入っていますんで、法線が入ってくるということで、山切りも出ます。その辺が28年辺り、28年から恐らくですね29ぐらいになるのかなあと。山手の山切りは、実は、防護柵を立てる関係で、JRさんと協議をしております。なかなか、何でJRが離れておるんぞと思われるかもしれませんが、電線がずっと山手にあるんです。あの電線を取っ払って、そこへ防護柵建てる予定なんです。で、電線がJR側の方に立つようになりまして、中電さんが今JRさんと協議をしてるんですけど、なかなか電線の撤去がですね、非常に調整を、困難を要しておるといことで、土木工事の方の設計が難儀をしとるんでは無しに、ああいう協議関係でちょっと難儀をされとるみたいではあります。

それから、もうひとつ住宅の家屋移転ですが、最近家が、きれいに1件なくなりました。その手前にも1つあるんですが、実は宅地造成、今残っている家は、ほとんど今後宅地造成をして、家を建てたいという方がほとんどです。でありますので、基本的には平成29年頃に道路が、嵩上げ等が出来上がった段階で、今度、造成に入りますのでまあちょっと、私の方のこの個人的な考えでは、平成30年頃かなあと。これは地元の方にも、色々な用地交渉とか、事あるごとに説明会がある時に話をしとるのが、平成30年ぐらいに造成が出来てその後半辺りというようなことなんです、これもですね、予算がしっかりとつけばなんです、昨年の27年度もちょっと思ったように国の方の予算、いわゆる島根県においてくる予算そのものが、100%の満額で要望どおり来てないところもありまして、なかなか割り当てが厳しいところがあります。でありますので、予算が要求どおりにいけば、計画年度どおりいく可能性もあるんですが、中々その辺が見通しが立ちにくいところが実際のところなんです。

それからもう1つは、トンネルの関係です。これはもう確実に、土木部長がもう一声でやるというふうに言われまして、次の年のこの27年に予備調査費がつき、そして28年におそらく実施に、そのための用地買収等もこれから始まりますので、これは確実に出来上がります。で、ただ、その竹から市井原の間ですね。これについては今、まだ青写真という形です。橋の長大橋があります。島根県さんも一度着手をすると、おそらく数10億、橋については100億、そういったスタンスの工事費になりますので、島根県さんの財政的なものも考えながら、年度については決定されるんだらうと、その間に国交省との河川協議、そして地元との調整をしながら、今、青写真なるものを正式な路線にして地元の方にも提示したいと。

で、合わせてこれは国交省さんにもお願いしておりますが、港地域は、宅地防災の予定地になっておりますので、出来れば県道の改良に合わせて、宅地防災地域が1つでも解消出来るようにということで、国交省さんと島根県さんと情報を共有していただいて、解消地区が1つでも多くなるようお願いをするということで、昨年からの色々な要望の折

には、同じようなことを言っております。以上のことのようなことで、一応、年度とすれば、先ほど申しました30年を目指して、移転が出来るように頑張りたいというスケジュールで思っております。以上です。

●西嶋議長

5番、岩根議員。

●岩根議員

今の道路ネットワークの関係ですけれども、この25ページにネットワーク書いてありまして、今、波多線の工事の関係は言われた訳ですけれども、別府川本線、特にですね、君谷、今工事やっていますけれども、迂回路なんか、そこに行くのにですね、何キロも先を回っていかないと行けないと。こういう状況になってるのに、なぜここへ上げなかった理由。これから先はやらないんですか。これ。聞かせて下さい。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

この中に、上げる上げないって問題もあるんですが、私どもの担当課とすれば、別に投げとる訳じゃ全くありません。これは以前にもちょっとお話したんですが、格付の問題がありまして、なかなかこの町道でない関係で、美郷町主導でどうのこうのがなかなか言えないところがあります。ただ道路網の中へは、いわゆる幹線道を補完する重要な生活道路という位置づけにはしてありますので、島根県さんはその生活道路中でも、また下のランクにされている訳ですから、この格付をどがあか変えてもらいたいというのが私どものお願いで、島根県には言っているところなんです。なので、町として、町の全体としてはですね、道路網の整備で、別段、別府川本線という名称は上げてはないんですけれども、道路網の整備の拡充の中で、整備の中でももちろん入れておる路線の、入っておりますので、名称は、なかなかその改良促進という形では入らなかつたんですけれども、道づくりの中では、もちろん重要路線という位置づけは担当課としては思っておりますので、それは間違いなく進めていくように思っております。ただご存知のように、今やっているような部分改良しかちょっと今できない状態。で、その部分改良やるにしても、迂回路が非常に遠い迂回路になって、地域の方々に迷惑もかけておりますし、非常にそれは分かってはおるんですけれども、なかなか他に迂回路がない。だからこそ今やらにやあいけんというのがありますけれども、色んな住民の方に迷惑をかけながら、それでもああやって粛々と道路事業を進めさせていただくということ、地域の方々には、非常に感謝を申し上げるんですが、ただ事業も進めていきたい。迷惑をかけながらでも、進めていきたいというふうに思っておりますので、地域の方々のご理解をより一層お願いしていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

はい。5番。

●岩根議員

確かに私らが通ってもですね、非常に道が狭い。そのことによってですね、産業が停滞してる。今、バイオマスのお話が出てますけども、これについてもですね、林業の方ではですね、大型が入っていかないという状況の中でですね、バイオマスはやるは、道路は悪いは、ということですとですね、地域の人是非常に困っておられる。

で、見れば田んぼもですね、県道沿いはほとんど荒れていく。こういう状況になってるので、ぜひともそこら辺はですね、今課長が言われたようにですね、分かってますよと言うんだが、これずっといつまでも論議をしていっても、ここに아가って来んことには、要するに、どこかちょっとよそへおいといてという事だ。これ波多線だってそうですよ。同じことを言う訳です。迂回路がない、何がない言うてもまだ波多線は、迂回路が多少なりにもある。しかし、君谷はもう全く迂回路がない。そういうところに、大災害が起きたら完全な孤立集落になっていくということがある訳ですから、そりゃあやっぱり、重点項目の中で入れてですね、もし、県道で、どうでもいけんかったら、バイパスでも町単でバイパスでも付けるということでも、論議がされればいいんだけども、全くされてない。そのあげくの果て、この何年前か調査費で、2000万ぐらいかあった分もその出たものについてもですね、やっぱりなんら地元へおいてない。僕は持って行ったんだけども、地元もですし、県の案も。それがはいじゃあどういふ金を使って、そこまでやったかというのは、要するにどっか1ランク下げて、物事を考えておられないんだろうかというのが非常にあるんですよ。だから、このネットワークの中に、やっぱり入れてですね、町も何とかここぐらいまでやるんだというやはり姿勢を示してほしいんですよ。我々は。ですから、聞けばこうですよと言われるけども、波多線を作るようだったら、なんで、川本別府線が出来ないんですかという理屈になるわけです。ですから、そこらあたりもですね、しっかり、これ入れて、論議をしていただきたいと同時にですね、やっぱり常にそのことを考えながら町もどうすべきかと、なかなかここは、県道で難しいところはバイパスでも付けようかというぐらいなですね、取り組みをしてほしいと思います。まあひとつ、そういう面をしっかりとやって、行政をやっていただきたいというように思います。以上です。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

了解致しました。一応この町の過疎計画の中には、具体的な名称が上がっている訳ではないんですけども、島根県さんと、島根県さんがいわゆる県内の市町とですね、道づくりのまあビジョン、計画を作っております。で、その中に個別に美郷町については、こういった形っていう、その整備計画、まちづくり計画、その中の道づくりから考えたまちづくりというもの、そういう計画書がありますんで、その中にはしっかりと別府川本線は入っておりますんで、その文言の中にも、格付を将来的には、格付をしてもらいたいという町の要望もしっかり入れておりますので、ですから、たまたまこの中には、具体的には国道

375号についても、国道、県道というような形で、大ざっぱにやっておりますけれども、道路の計画としてはそれぞれ個別な資料の中で、また別の他の会議の資料の中で、しっかりと上げておりますので、全くその頭から外れるようなことはなくてですね。その計画に基づいて肅々と島根県さんと常に協議をしながら、事業展開をしていくように考えております。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

1つ聞きたいですけど、産業の振興等の中で、この中で、内水面漁業とあって、この中には、鮎、鰻。

●西嶋議長

何ページですか。

●黒川議員

16ページ。すみません。その中で、2番で、産業の振興という中で、その括弧の中で、内水面漁業ということで、鮎とか鰻とかそういうのがあるんですけど、これ、こう見えますと、町もそういうものに携わっていくって書いてあるんですけど、町とその江の川漁協との付き合いというんですか、そういうどういうふうな方向でこういうのを策定して、そういうものを産業として考えているのか。それとある程度町自体も江川に対して、そういうものを増やしていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺はどう考えてますか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

江の川の活用ということでございます。漁協等との絡みの中では、28年度からは、多面的水面という国の事業、これも町が一部を負担して、環境整備等にも、町が負担をしていくということにもなっております。それからもう1つよくありますのが、川鵜の問題。これについてもですね、鳥獣害被害と合わせてですね、漁協等との協力しながら、駆除に向けての方策を考えてまいりたいと思います。具体的に、漁についてはよく分かりませんが、そういう側面的な支援をしていくというふうに思っております。

●西嶋議長

はい。9番。

●黒川議員

そうすると今のとうで、内水面のところで、県一円になって話し合いしてると思うんですけど、この中に、例えば干し鮎とか、そういううるかとか作る、特産品を作るには、これ絶対的に川の清掃っていうか、色んなもの、瓦礫とか撤去して、川をきれいにしていかないとそういうものは出てこないと思います。それと非常に今困ってるのは、このブラックバスとか、ブルギーとか非常に困っていて、今おっしゃってるその川鵜の問題ですけど、猟

師に頼んで、その川鵜の駆除してもらってるんですけど、もうちょっとこう町として、これもうちょっと取り組むかしていかないと、だんだんだんだん鮎とか、そういう蟹とかい
うのが、だんだんおらんようになるような気がするんですけど、その辺はもうちょっと本
気になって考えていただいて、取り組んで、考えていただいて、していただければと思う
んですよ。どんなでしょうか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

まあ2年、3年前から川鵜のことについては、漁協とも協議をしておりますが、江の川
水系、江の川を一体として考えた川の駆除、そういうものも提案しておりますので、そこ
ら辺で、漁業関係者の方と協力しながら支援をしてまいりたいと思っております。

●西嶋議長

以上で、議案第21号の質疑を終わります。

続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

以上で、議案の質疑はすべて終了いたしました。

日程第3、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

予めお手許に配布してあります議案付託表のとおり、各委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会へ付託いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、10日木曜日、定刻より開きます。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、この後、午後1時より、みさと館町民ホールにおいて、予算特別委員会を開きますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前 11時55分)